

第2回農林水産省政策評価会林野庁専門部会議事録

1. 日 時 平成18年8月4日（金） 13:30～15:30
2. 場 所 農林水産省林政部会議室（本館7階）
3. 出席者 林野庁専門部会委員
太田座長、金井委員、高橋委員、平倉委員
農林水産省政策評価委員
田中委員、永石委員
林野庁
林野庁長官、企画課長、調査官、経営課長、木材産業課長、
木材利用課長、計画課長、整備課長、治山課長、
研究・保全課総括課長補佐、業務課長
4. 議 題（1）平成17年度政策の政策評価についての報告
（2）平成18年度政策の政策評価の目標設定に関する意見交換等
（3）その他

5. 議事録

（太田座長）

ただ今から、第2回農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催いたします。

まず、委員の出席状況ですが、本日は4名のご出席を頂いております。

なお、本専門部会の委員をされておりました野村氏におかれましては、諸般の事情により7月上旬に本専門部会委員をご辞退されましたことを委員の皆様にお伝えします。

よって、今年度につきましては5名の構成で委員会を開催することにしておりますので、ご了解頂きたいと思っております。

また、政策評価会委員におかれましては、本日も2名のご出席を頂いております。

それでは、林野庁長官より御挨拶をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

（林野庁長官）

林野庁長官の川村でございます。一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、そしてお暑い中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

現在、私も森林・林業基本計画の見直しをしております。来月上旬には策定するというところで、現在パブリックコメントを頂いている最中でございます。この中では、戦後の造林によりまして資源が充実しつつありまして本格的な利用期を迎えております。今後、この森林資源をどういう方法でもっていくかということで、いろいろなニーズに応えまして、広葉樹林化、複層林化でありますとか様々な、多様な森林整備というものが求められていることがあろうかと思っております。そういう意味で、分岐点でもございます

し、転換期であるというふうに思っております。もう一つは、ここにきて国産材が技術の進歩等もございまして、合板なり、集成材なり、そういう分野で非常に使われ初めてございまして、今後、国産材を復活させていく一つの転機がきているというふうに思っております。その動きを本格的なものにしていく、レールに乗せていくということが政策ということで、大きくは、この2つを柱に策定に向け検討しているところでございます。

この政策評価も、農林水産省におきまして実施をして既に6年が経過しております。ご案内のとおり、昨年度、農林水産省全体で政策評価の見直しを行いまして、政策分野及び目標を大括り化させて頂いたところでございます。また国民の皆様に対して、わかりにくい面もあったということで、そういった施策がどういうものを目的として、また、どのような効果を発揮しているかということ、どういうふうにするに、また分かり易く目に見える形で説明していく必要があると思っております。

本日は、林野庁が所管しております2つの政策分野について、平成17年度政策評価のご報告と平成18年度政策評価の目標設定等につきましてご意見をお伺いするというところで議事を予定しております。

どうぞ委員の皆様におかれましては、宜しくご審議のほどお願いしたいと思います。

(太田座長)

どうもありがとうございました。では、議事に入ります前に事務局より、会議資料の確認をお願い致します。

(調査官)

まずはじめに、8月1日付けの人事異動並びにこのたび「木材課」が「木材産業課」と「木材利用課」に再編されましたので、今回、新たに参加しております課長をご紹介します。

高橋 経営課長でございます。

小林 木材産業課長でございます。

梶島 木材利用課長でございます。

続きまして、お手元の資料につきましてご説明させていただきます。事前に送付させて頂きました資料から若干変更させて頂いております。資料2-1 をご覧頂ければと思います。資料本体と参考に分かれてございますけれども、参考として添付しております資料につきましては、事前に送付させて頂いた資料と同じものがございます。今回、見易いということで、とけ込ませたものを資料本体と致しております。資料2-1 以外につきましては、事前に送付させて頂いたものと同じでございます。資料については以上でございます。

(太田座長)

どうもありがとうございました。

本日の専門部会は、18年度の政策評価結果書案作成にあたって、できるだけ早い時期に幅広い観点からのご意見をお聴きし、政策評価の適切な実施に役立てたいとの趣旨から、本格的な検討に入る前の段階で開催しております。

委員の皆様におかれましては、本部会の趣旨をご理解頂き今後の本格的な検討に資する意見を頂ければと考えております。

それでは議事次第に従いまして、進めさせていただきます。

まず、「平成17年政策評価結果について」の報告、引き続き「平成18年度政策評価における目標設定について」事務局より説明願います。

(企画課長)

まず、平成17年度政策の評価結果について、ご報告させていただきます。資料1をご覧頂きたいと思います。前回の専門部会からの変更点は、目標の「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進」と「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」において、見込値を計上しておりましたが、今回の資料では実績値を計上しております。なお、数値の変更はございません。この評価結果につきましては、前回の専門部会の後、農林水産省政策評価会を経まして、先月の14日に農林水産省として、公表を行っております。林野庁としましても、今後、この評価結果を19年度予算の概算要求等に的確に反映させていくこととしております。

次に平成18年度政策評価における目標について、現段階での目標設定の方向について、簡単ではありますがご説明させていただきます。資料2-1をご覧頂きたいと思います。

政策分野「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」に関する目標からまでございます。これらにつきましては、基本的に現行の目標を踏襲することに致しております。ただし、目標の「山村地域の活性化」につきましては、平成17年度は定性的な評価を致しましたけれども、有効性を判断する手法として妥当かどうかも含めまして、より掘り下げた分析をさせて頂くということで考えております。

政策分野「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」の中で目標「望ましい林業構造の確立」につきましては、新たな森林・林業基本計画を踏まえまして、目標等を設定するというに致しており、「効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェア」を指標に追加しております。

なお、平成18年度につきましては、農林業センサスの年度ではないということから、新たに目標に対する有効性を判断する手法を提案させて頂いております。

次に、目標「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」につきましては、現在、森林・林業基本計画の見直しをしている中で、基本計画に掲げております「木材供給量・利用量」の見直しを検討しておりますことから、それらを踏まえた目標数値の変更を考えております。

なお、今回、提案させて頂いた平成18年度の政策評価における目標につきましては、先ほど申し上げました「森林・林業基本計画」が9月の策定という段階であることと、今後、農林水産省政策評価会を踏まえた変更が考えられますので、現段階での目標イメ

ージと捉えて頂きたいと思います。

続きまして、資料2- でございます。平成 17 年度の政策評価結果書からの変更箇所が分かるかたちにしております。

まず、この資料の 1 頁をご覧頂きたいと思います。政策分野「森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮」についてでございます。

先ほど、ご説明しましたとおり、 から の目標につきましては、17 年度の指標を踏襲したものとしております。ただし、「目指すべき姿」につきましては、分かり易さの観点から一部修正を致しております。

5 頁からの「目標値の算出方法」等につきましては、達成状況の算出の仕方及び有効性の判定方法等につきましては基本的な考え方は変更してございません。

少し飛びまして 19 頁をご覧頂きたいと思います。「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」という政策分野でございます。

目標 「望ましい林業構造の確立」につきましては、先ほどご説明致しましたとおり、変更の提案をさせて頂いておりますので、後ほど、経営課長よりご説明致します。

それから、目標 「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」につきましては、次の頁の上にございますように、新たな「森林・林業基本計画」に基づいた「木材の供給・利用量」と致しまして 2,300 万 m³ を目標数値としたいと考えております。この数値につきましては、既に林政審議会にもお示ししておりますし、パブリックコメントにも附しております数値でございます。

23 頁をご覧頂きたいと思います。「目標値の算出方法」等につきましては、有効性の判定方法等基本的な考え方は変更してございません。

なお、次の頁の「グラフ」と記載しているところがございますが、現在、この部分につきましては精査しているところでございます。

では、先ほどの目標 「望ましい林業構造の確立」につきましては、経営課長よりご説明させて頂きます。

(経営課長)

引き続きご説明させて頂きます。今、ご覧になっている資料2- の 19 頁にお戻り頂けますでしょうか。平成 18 年度政策評価の枠組みについてでございますが、目標「望ましい林業構造の確立」について、指標の見直しをしたいと考えております。その左側ですけれども、重点的に取り組むべき課題の内容として「林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立する。」ということで、経営体の育成に加えて、そのシェアが相当部分を担うということを明確にしております。それに対応しまして、右側の指標のところですが、従来 1 つの指標であったものに追加してございます。先に、追加した方を書いてございますけれども、追加した新たな指標として「効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業量のシェアを増加させる。」ということで、目標年を 27 年度、目標値として素材生産量の 6 割、造林・保育面積の 7 割を、こう

いった担い手が担うという目標にしたいと考えております。現時点での比較が、素材生産量については平成 17 年度 48%、それから造林・保育面積については平成 17 年度 58%、それぞれ平成 27 年度までに先ほど申しました数値に伸ばしていきたいという目標でございます。なお、目標につきましては林政審議会にもご報告させて頂いております。この指標の追加をしつつ、従来の指標も引き続き使っていきたいと考えております。ただし、年次が切り替わりますので、目標年次が 27 年度、目標値が 2,600、基準を 17 年度に 2,200 と変更しております。これについては、補足的にご説明したいのですが、資料の 1 をご覧下さい。資料 1 の下から 2 つめの目標ですが、17 年度実績が書いてございまして、ここで 12 年度 2,400、目標の 22 年度 2,800 で、17 年度実績が 2,500 で評価として「B」となっております。当時、2,400 から 2,800 であったものが、今回 2,200 から 2,600 と、5 年ずれるわけですが、17 年度実績が 2,500 だったものが、今回基準が 2,200 ということになります。これにつきましては、理由がございまして、17 実績の 2,500 のうち、森林の大規模面積を保有はしているのですが、林業生産活動を行っていないというものが 300 ございます。そういったものは政策目標から外していいだろうということで、その分を外した関係で 17 年度の今回の基準が 2,200、これに対して 27 年度は 2,600 を目指したいということで、目標の年次と数値を置き換えたいというふうに考えております。

資料 2 - の 19 ページにお戻り下さい。いまご説明致しましたのが、真ん中の欄の目標についてですが、その右側を見て頂きますと、判断に用いる指標・データと致しまして、17 年度から 27 年度にかけては農林業センサスをベースにするわけですが、これは 5 年ごとですので、18 年度は、農林業センサスのデータがございません。従って代替の指標を用いて総合的な判定を行いたいと考えております。その内容として、下に 4 つの指標を掲げてございます。「素材生産の労働生産性と国産材の供給量（用材）の推移」、「高性能林業機械の普及状況」、「森林組合に占める中核組合の割合」それから「森林組合による経営・施業の受託状況」ということとございます。ちょっと、これらの指標について補足的に説明させていただきます。ページをめくって頂きまして 21 ページの真ん中にアンダーラインを引いてあるところがございますが、これにつきましては先ほどご説明したことを書いているということとございますので、説明を省略させていただきます。もう 1 ページめくって頂いて 22 ページですけれども、目標 の「望ましい林業構造の確立」の達成状況の判定方法ということで、上の方にございます 22 年度から 27 年度までのシェアないし経営体・事業体数、先ほど申し上げたような基準ないし目標、これがベースになるわけですが、その下にある達成状況の判定方法、18 年度において用いる指標として、先ほど申し上げました 4 つを使いたいということとございます。あくまでも生産性の高い経営体・事業体のシェアを高める、そして数を多くするということですので、最初の 2 つの指標、労働生産性と国産材の供給量、あるいは高性能林業機械の普及が妥当と考える理由は、生産性の向上というのは基本的には、規模が大きい事業体が増えていくということと上がっていくという傾向が強いですし、高性能林業機械にしても大規模な経営体・事業体でこそ導入できるということで、この 2 つで分かることが、規模の大きい担い手のシェアが増えるということと推定できると考えております。かつ指標(1)

にあります国産材の供給量の推移と比べることでシェアについて推定できる根拠になるのではないかと考えております。それから指標(3)と(4)は、林業経営体と事業体ということでいえば、事業体の中核をなす森林組合の育成状況をみたいということで、指標(3)については、中核組合を育成する対象として重点的にやっておりますものの数が増加することということで、健全な経営ができる森林組合の数を把握しつつ、かつ指標(4)でそういった森林組合が、長期の施業を受託している状況を把握すれば、どれだけ効率的な施業のシェアが増えたかということ判断する指標にもなるというふうに考えております。毎年度データが取れる内容であることと基本である経営体・事業体のシェア、数を18年度において延びの状況を推定できるものとして、この4つの指標を使用したいというふうに考えております。なお、2ページほどめくって頂きまして、24ページに指標4つのこれまでの実績をのせてございます。生産性でいえば12年度から16年度にかけて伸びの状況というのも見られますし、高性能林業機械の普及台数というの伸びてきております。指標(3)は中核組合の数ないしシェアを示しております。指標(4)は、実面積でございますが、森林組合による長期の施業の受託面積の推移といったデータがございますので、この4つを使っていきたいと考えております。説明は以上です。

(太田座長)

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきましてご質問ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。今後、林野庁における目標を立てる上で、委員の皆様のご意見というのが非常に参考になるかと思いますが、先ほど提案のあった部分及び従来の目標も含めまして、どのようなことでもかまいませんので、ご意見をお願いしたいと思います。1時間程度を議論に当てたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。政策全般にわたりますので非常に広範な内容でございますけれども、どんなことでも結構でございますのでご質問あるいはご意見をお願いしたいと思います。

(永石委員)

資料2ーの1ページ目に3.9%とかいてありますが、この3.9%を達成するためにはここに出された目標を全てクリアすると達成できるという単純な理解でいいのかお聞きしたいのですが。

(太田座長)

ありがとうございます。計画課長お願いします。

(計画課長)

森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮という中で、こういった重点的に取り組むべき課題ということで、CO₂吸収量3.9%の達成に向けて森林の整備を計画的に推進するという整理をさせて頂いておりますが、基本的には、こういった指標の中で、

個々具体的に整理しているわけではございませんけれども、考え方としましては、我が国の森林全体を健全に整備していくということになれば、ある意味当然ということになりますけれども、そういった 3.9 %、炭素量で言いますと 1,300 万炭素トということになりますけれども、そういったものにつきましては、十分、京都議定書上のカウントはできると考えております。補足的で恐縮でございますが、実は 3.9 %と申しますのは、1990 年におけます、これを基準年と申しておりますが、総排出量に対して 6 %減らしますということで、それに対応した 6 %の中の 3.9 %が 1,300 万炭素トという上限値でございます、それが 3.9 に相当するというようにしておりますが、今年の 9 月 1 日になるかと思っておりますが、条約事務局へ排出についても、吸収についても、いろんな事項を報告しなければならないということになっておりまして、この間、環境省の方で、委員会が開かれまして、まだ暫定値という扱いでございますが、1990 年の総排出量が若干増える見込みでございます、それから致しますと、1,300 万炭素トという炭素の吸収目標が、割合からいいますと 3.8 %くらいに、少し落ちる見込みでございます。これは、暫定値の扱いでございます、まだ確定したものではありませんが、今年の 9 月位になりますと、パーセンテージで言いますと 3.9 %ではなくなるという状況があるということはお理解頂ければありがたいと思います。なお、上限値の 1,300 万炭素トというのは、変わりがございません。

(太田座長)

ありがとうございました。私の理解では、この水土保持林、あるいは森林資源の循環利用に係る育成林をどうにかたちで整備していくかということと、全体として森林の CO₂ 吸収量をどう達成していくかということは、ある程度整合させながらやっていると思っておりますけれども、その辺りがきちっと対応できているかどうか。森林の整備や木材生産を考えると国民が関心をもっている森林の CO₂ 吸収量との整合性は、我々としては気にしていかなければならないことで、どちらに偏ってもおかしくなるというのが本質だろうと、個人的には感じているところでございます。

(田中委員)

いまの関連ですけれど、確認なんですけど、3.9 %から 3.8 %に変わるというお話がありましたが、これは分母が変わることなのでしょうか。それともう一つ、いま現在、その 3.9 %というものは、どれくらい達成されたのか、概略でもかまわないので教えてください。

(太田座長)

これらの質問についてよろしく申し上げます。

(計画課長)

仕組みから言いますと、実は京都メカニズムを使う国は、2008 年 1 月から第 1 約束期間になるわけでございますが、その 16 ヶ月前には、条約事務局に、基準年の排出量であ

りますとか、いろいろな事項を最終的に報告して下さいということになっております。今、各国が京都議定書の関係で数値を報告してきておりますけれども、それはあくまでも暫定的な数値という扱いになっておりまして、最終的には、その時点で1990年の総排出量を確定致しますというような仕組みになっております。そういった意味で、環境省、経済産業省とかいろんなところが、1990年当時の総排出量がどの位だったのか、統計的な数字もチェックしながら再検討しているという状況でございます。それで、正確に記憶してございませんが、若干いままで、温室効果ガスの中で一部もれていた部分があったということがございまして、若干、総排出量が今までより増えたということで、分母が増えるということになっております。今まではあくまでも暫定値で、確定値を今回報告します。分母が増えることによって6%に相当する削減量そのものが若干増えます。そうすると二酸化炭素の森林による吸収量ということで、1,300万炭素トというのが上限値として決まっておりますので、そうするとパーセントとしましては3.9%といていたのですが、若干下がって3.8%位になるという見込みでございます。

あと、今現在で、どれくらい達成しているかということですが、実をいいますと昨年の環境税の要望について、環境省と経済産業省と、温暖化対策のためには環境税が必要だと、そして環境税の用途については森林吸収源対策に使わせてほしいと税制改正要望を出したわけでございますけれども、昨年の11月くらいの時点ではございますが、そのときの試算で2.6%くらいはできるだろうと推計しております。実をいいますと、条約事務局に対して、科学的に検証可能な手法で、きちんとこれから説明しなくてはならないということございまして、データの整理でありますとか、計算手法と申しますか、森林経営がなされた森林をどういうふうに特定していくかというものについて、いろいろな検討を加えております。まだ、最終的に出来上がっているわけではございませんけれども、私どもとしましては、いろいろな予算要求もございまして、それから、いろんな意味で、今年の9月に報告をして、京都議定書におけるきちんとした算定方法を使って実際に森林経営としてカウントの対象となる森林による吸収量というものを来年の4月くらいまでには、試行的に数字を出しなさいと条約上決まっております、来年の4月くらいをターゲットとして数字を出さなくてはならないというふうに思っております、その準備を進めているところでございます。そういったことで、きちんとした数字としては、持っているわけではございませんけれども、できるだけ早く科学的に説明できるような数字を出していきたいと努力しているところでございます。傾向としましては、昨年の2.6%といったものもございまして、それ以降、正式な数字を出しているわけではございませんけれども、鋭意努力していきたいと思っております。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございます。第1約束期間には、できるだけ6%をクリアしたいというのが日本全体の姿勢で、どの分野でも努力しなくてはならないんですけれども、努力して努力しがいのある分野に重点的に支援したらいいのではないかという意見が関係審議会合同会議でもありました。そのときに、大雑把な議論だとは思いますが、

森林は、早い時期に有効性を発揮する、しかも整備を進めていけばパーセントを上げることができるのではないかという意見もありましたので、ぜひ配慮頂ければと思い私からも支援をお願いしました。

そのようなことで、予算の問題も含めまして、森林行政についてがんばって頂きたいと思っていますところですので、よろしいでしょうか。他にございませんか。はい、高橋委員。

(高橋委員)

3、4点ちょっと質問させてください。目標「林業構造の確立」の説明で、先ほど、林政審に報告したということでしたが、どこまで報告して、どういう議論があったのかを教えてください。それから2点目として、指標(3)に関連する質問ですが、森林組合に占める中核組合の割合を単に指標としてとった場合に、合併促進により中核組合のシェアが増えているといいますのは、企業原理からいって、合併で強い会社をつくるということになるかと思いますが、その際の内部体質の改善とか内部改革の努力とかがこの指標には現れない様な印象がありますので、その辺をどう考えているのかお聞きしたい。それから、3番目は、指標(4)の森林組合による長期経営・施業受託面積を拡大させますという指標になっていますけれども、民間のこういった施業のできる事業体に対してはどういった育成をするのか、あるいは指標として不要なのかどうか、この辺を教えてください。4番目は、企画課長だと思のですが、この政策評価というのは、国家予算の使い道に対する評価であると、私はそう理解しておりますけれども、国家予算とは別枠の予算の効果をどう差別化をするのか、あるいは包括的に評価をするのかの基本的な考え方を教えてください。

(太田座長)

どうもありがとうございました。第1点は、数値目標を林政審議会にどう報告しているのか、2点目、3点目は、森林組合に関する指標で合併等に関する扱い方、あるいは民間に対する対応の仕方。それから4番目は、国家予算以外の予算の評価の考え方についてです。

宜しく申し上げます。

(経営課長)

質問の第1点ですが、19ページの目標に書いてある数字のいずれも6月26日の林政審へ報告をしております。経営体・事業体のシェアと経営体・事業体数両方でございます。その際、議論として数字そのものというよりも、こういった経営体・事業体の育成方法として、そのロットをどうまとめるのか、あるいは低コスト化をどう進めるのかといった政策手法についての議論があったと承知しております。

2点目の中核組合の割合についてですが、ご指摘のように合併を進めていってトータルの割り算するもとが減れば、実態が変わっていかなくても割合は上がっていくということになりますが、合併がどれだけ進んで、母数がどれだけ減ったかという中で、実際

に中核組合がどれだけ増えたかということもデータとして併せて見て頂きますので、母数が減って、中核組合が増えない中で、シェアが上がったから、これを評価するという事にならないように、データとして示して、割合が上がったなら上がったことを評価できるように、1つの指標だけではなく4つの指標で総合的に評価するという事にしていく次第です。

それから3点目ですが、長期施業については、我々が把握している範囲では、ほぼ9割近くが森林組合による実行となっております。かつ私どものデータでは、森林組合以外の民間が長期施業をしているという把握ができないということで、把握可能なものとして、森林組合を掲げているということでございます。

(企画課長)

最後のご質問の部分ですが、政策評価につきましては林野行政上の評価をさせて頂いているということでございます。都道府県が単独で実施しているものにつきましては、都道府県の独自の判断だろうと思っております。先ほど、都道府県それぞれの森林環境税のお話ございましたけれども、ある意味都道府県独自の取組ということで、評価する場合にも、森林に対する国民の意識の醸成につながっていくという意味で評価をさせて頂いておりますけれども、それ以上に、都道府県の施策が正しい方向であるとかといった積極的に政策評価をする立場でもありませんということでご理解頂ければと思います。

(太田座長)

どうもありがとうございました。高橋委員いかがでしょうか。

(高橋委員)

森林組合の合併と中核組合のシェアに関する指標(3)については、内部改革、内部努力といった質的な部分もそれなりに評価できるような定性的な記述でも結構ですのでまとめて頂ければありがたいと思います。

(太田座長)

ありがとうございます。他に意見等ございませんでしょうか。

(平倉委員)

森林というものは増やしていくものなのではないでしょうか。あるいは、良い森林だけを残して、その森林を整備していくという方向にあるのでしょうか。それとも、現状維持というのは当たり前のことで、大きくも小さくもしないということなのではないでしょうか。

(計画課長)

森林面積は、現時点で私どもの把握しているのが2,512万haでございます。こういった森林は、基本的には国土の7割を占めているいろいろな多面的機能を発揮しているわけで

ございまして、私どもとしては、基本的にはそういった森林を、これからも維持といいますが、そういった森林の持っている機能を増進させるかたちで適切な整備なり、管理をしていきたいということでございます。森林面積が、過去どういうふうに移してきたかということでございますが、基本的には 2,510 万 ha ぐらいから、いろんな開発行為で森林が減っていくものもございまして、代わりに若干木が植えられていって増えてきたといったところもございまして、ほぼ数字的には変わってきておりません。そういったこともございまして、いまある森林を、繰り返しになるかもしれませんが、森林の持っている機能を最大限発揮できるような施策を講じていきたいということでございます。

(高橋委員)

担当として話しにくい部分もあるでしょうが、むしろ太田委員の方から学会議のときの議論をご紹介頂いた方がよろしいかと思っております。

(太田座長)

私のように大学にいる立場の者からすると森林を絶対量で考えますから、21 世紀の森林整備でいうと、1 番目に中身をこういうふうにしてほしいという事の前に、つまり 0 番目にまず森林を増やそうということがありまして、これはあらゆるところで森林を増やすということで、それは街の中でもどこでもよいということです。例えば、森林が畑に変わっていく場合は分かりますが、畑が森林に変わっていったときに、そこが林野行政の範中に入るのかどうかということについては、私は分かりませんが、森林が増えるということが大前提としてある。その次に、その中で、森林をどういうふうに変えていくかということについて、ずっと皆さんが議論してきたということであって、それから後は、計画課長が言われている話だろうと思えます。ですから、我々としては、特に私の立場から言えば、林野行政の関係する森林だけではなくて、日本全体の森林に対して、我々は、積極的に機会があればそういうことを言っていくというふうにしております。平倉委員どうでしょうか。

(平倉委員)

よく分かりました。今までは、あるものをどうするかという議論であったのですが、そうではなくて、そもそも森林というものをどういうふうに変えていくのか、それからどうしていいかという時に、皆さんが事実を把握していないと議論することが虚しいような気がしましてお聞きした訳です。例えば、この評価書の中にこれから森林を増やしていくための努力といったものが何か標記されているかということ、それについてあまり伝わってこない。森が荒れているといった表現が沢山見られるんですけども、具合が悪いところ、あるいは難しいところは、別において、必要なところから資金を用意してでも整理していくのかなという気がして、その様な質問をさせて頂いたということです。

また、森林を増やしていくのであれば、河川の氾濫とかがかなりありますので、水と森の関係で何かできることはないのかなというのが 1 つと、それから現状維持という答

えがあったならば、普通は需要がなければ作らないのですが、現状維持で、沢山あるものをどうやって使おうかという話が多かったように思ったものですから、そうであれば、良いものを作りたいのか、どんどん入れ替えて消化することに徹するのか、良いものを作って長く保たせるのであれば、そんなに木材の利用量の発展性はない訳で、その発展性をどこに求めるかといった場合、輸出をするとか、海外に売ることを考えるということになるのかなと思ひまして、どの辺のところにスタンスを置くのか、私はいいものを作って長く使うというのが原則で、それプラス様々な商品開発とか、それは林野庁の管轄ではないかもしれませんが、他の省庁で評価するようなことを、少なくとも林野庁の中での評価として知らしめて、皆さんが森林を守り木材を生産していることが、どういうことに繋がっているのかということが分かるようにしたら良いのではないかと思います。

木造の建築物というのは、最近、大型化して国交省でも沢山作られるようになり、大断面とか、新しい技術の挑戦とか、燃えない木をつくるとか、水に濡れても大丈夫な木を造るとか色んな技術開発に繋がっていると思うのです。前回質問して、例えば、作った色々な木造のものをどんな風に林野庁で評価していますという資料を頂きましたけれども、私が見る限り、あまり大したものがあったという気がします。もっとも世の中は進んでおりまして、私は、普通の洗面器ではなくて、水が漏れない防水加工した木を使って作ったという洗面器を、もう2年くらい使っておりまして、良いものなのですが、高いです。もう少し安くないかなと思っております。今までの輪っかをはめて作った洗面器とは全然違うものです。森林を育成して木材を生産するというのが林野庁の仕事だということは理解できていますけれども、普通だったら、それをどうやって使うか、どうやって広めるかというところとリンクしないといけないし、普通はリンクするべきだと私は思います。このようなことが評価の中には載っていないので、ちょっと不思議な気がします。

(太田座長)

はい、ありがとうございます。ご質問の前半は、全体としてどうかたちで、やっていくのかという話で、後半は木材利用の新しい技術や木材利用と木材生産を結びつけていくということで、今度課が2つに分かれたようですけれども、その辺を木材利用課長に少しコメント頂ければと思いますけれどもいかがでしょうか。

(計画課長)

先ほど申しましたように森林は2,510万haあるわけでございますけれども、平倉委員がおっしゃいましたように、いいものを作って長く使うといえますか、やはり質の高い森林を維持管理していくような方向、そしてまた、せっかくある森林としての資源、我が国の場合もいろんな面で資源を海外に依存しているわけでございますけれども、やはり森林として立派な資源があるわけですから、そういった折角ある資源をきちんと管理しながらなおかつ循環的に利用していくといえますか、森林自体が再生産可能な資源でございますので、そういった意味におきまして循環的に利用できるような資源として、

私どもとしましても考えていきたい、ある意味森林をベースにしながら守るべきところは守って、使うところはダイナミックに動くような構造をできるだけつくって行って、私ども行政の方からも支援できればと考えているところでございます。

(太田座長)

ありがとうございます。では、後半の方をお願いします。課を合併するというのはよく聞くのですが、課を2つに分けてということは、林野庁としての意志を表しているのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

(木材利用課長)

私、利用課長ということで木材の利用を促進し、拡大していくという仕事でございます。先ほど、平倉委員の方から、需要がなければ生産しないはずだということをおっしゃっていただきましたが、まったくそのとおりで、需要のあるところに生産があるかもしれません。それで、需要の方をどうやって伸ばしていくのかということ、ある意味木材利用課がセールスマンとしてやっていく仕事かなと思っております。そうした課を新たに作ったということで、林野行政の中で、需要という側面を重視しているというようにご理解頂ければありがたいと思います。こうした、木材の利用促進をしていくに当たっては、いろいろな技術開発が重要な側面をもつと思っております。先ほどの漏れない洗面器とか、或いは、私前職でいろいろな規制改革の業務をしておりましたが、その中で単に規制改革するのではなく、技術の進歩に基づいた規制改革、その中で利用を拡大していくという仕事をしておりました。そういう側面が非常に重要なポイントなのではないかと思いますので、お隣の木材産業課長と力を合わせて、技術開発に結びつくような需要の開拓、或いは、技術開発を反映したような新たな需要の開拓といった両方の視点でやっていく必要があるのではないかと考えております。最後に、木材の利用を広めるという意味は、先ほどの計画課長の説明にもございましたが、再生利用ができる資源という観点、それからCO₂を固定しているという意味から地球温暖化についても重要な役割を果たしておりますので、単に山に木があるからという視点だけではなく、技術に即した生産、流通といったところに情報等をフィードバックしていくという視点から木材の利用促進に取り組んでいく必要があると思っております。重要なご指摘を頂けたと思っております。

(太田座長)

よろしいですか。平倉委員なにかございますか。そういうような努力が国民に分かるような指標を考えていくということが、この専門部会の役割ということですので、これは宿題になるかと思いますが、将来そういう指標も取り入れるということだろうと思えます。平倉委員、そのようなところでいかがでしょうか。それでは、他にご意見を頂ければと思いますが。

私の方から1つあるのですが、目標の目指すべき姿でシカ等の野生鳥獣の被害も書

き込まれているのですが、指標の方は、元のままとなっているのは、どういうことが教えて下さい。

（研究・保全課総括課長補佐）

研究・保全課長は本日出張しておりまして代わりに総括課長補佐をしております私飯干からご説明させていただきます。獣害の場合は、被害額の確定が難しく、例えば、イノシシの被害が大きいということなのですが、農林合わせた被害で言えばイネとかの被害が大きいのですが、森林の被害で言えばタケノコということになっておりますので、松くい虫の場合は、枯れている木の状況ということで微害、中害、激害という区分をしておりまして、そういった区分の中で、指標として使っているということです。

（太田座長）

はい、ありがとうございます。他にいかがでございますか。政策全般ということで、指標の関係、評価の関係だけではなくて、先ほどよりご指摘頂いているご意見には、重要な内容が出てきていると思っておりますので、広めにご意見を頂ければと思っております。

では、金井委員よろしく申し上げます。

（金井委員）

目標の「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」についてですが、ここで、新たに「広く国民の理解を得つつ、社会全体で支えていくという気運を醸成していくことが重要である。」という言葉が入ってくるわけですが、指標では「森林内で自発的に活動する団体数」として、森林に来た人だけが対象となっているのは、「広く国民の理解を得つつ」というように国民全体で支えるということからすると、どうしてかなという思いがあります。ここに都市というもの、つまり人口は都市部が多いわけですから、都市住民に森林がいかに大切かということを理解してもらう意味で、企業からも森林に関わろうということで、沢山相談を受けていますし、学校の子供達も非常に多く参加しています。こういった必ずしも森林の中だけで関わった人ということではない人達も評価の中でかたちにしていくといいのではないかと思います。それが、木材の利用とか未来の担い手にもなるということに繋がるのではないかなと思っております。

（太田座長）

はい、どうもありがとうございます。これも、大変重要なことで、私も追加でコメントをさせていただきますが、広報活動といいますか、森林を知ってもらうことをもっと重視すべきだということですが、国民をテストするわけにはいきませんが、理解してもらった国民を増やす、あるいは、都市部で森林を理解している人が増えているかどうか調べることも、施策の1つの評価法ということで、ここには入っていないのではないかとということで、これもこれからの課題だろうと思っております。この関連については、いかがでし

ようか。少しコメントを頂ければと思います。

(木材産業課長)

私、先週までこの仕事をしていたものですから、私の方からコメントさせていただきます。

まず、指標に掲げてあります団体数というのは、3年に1度アンケート調査をしておりまして、そのアンケート調査を対象とする団体というものを各県等から集めて団体数を調べているということがあるものですから、具体的な数字を押さえられるということで、設定してあります。金井委員がおっしゃるように、森林内だけではなく、例えば都市公園もそうかもしれませんし、それ以外にもつきあい方があるかもしれません、いろいろな活動をしていくと森林にも行って頂けるのではないかなと思っておりまして、そうすると団体数というのも間接的にも増えて行くのではないかとということでご理解を頂きたいと思います。先ほど、おっしゃられていたような事についてどんどん進めていくということで考えておりますし、具体的な進め方の中で、アドバイスを頂けると大変ありがたいと思います。

(業務課長)

業務課でも、森林レク、森林環境教育などいろいろ実施しております。いま、木材産業課長が言われたように、どういう数字で押さえるかということで、間接的に見えるかもしれませんが、なんとか見ていけるのではないかとということで設定しております。

(太田座長)

ありがとうございます。では、もう少し、全般的なもので結構ですので、何かご意見ご感想等ございませんでしょうか。

(永石委員)

先ほど、森林というのは増やせばいいということでしたけれども、増やさなくとも増えるのではないかと考えているのは、現実的に、農地サイドから見れば、耕作放棄地の問題もあって、農地が林になる、中山間地の事情から言えば、林になったものを農地には戻しきれないことからすると、最終的には、森林が増えていくのだろうと思います。片方では耕作放棄地、片方では森林を増やそうと、その辺の整理は同じ農林水産省の中でどうなっているのか。それから山村地域の活性化についてですが、片方で中山間の指標を立てているということで、なぜ2つに分けなければならないのか。

(田中委員)

いまの関連で、所有者が地目変更しないと森林にならないのか。島根県で、畑に木を植えておりまして地目変更をしていないので、これは森林に数えられていないと思うんですけれども、その辺、どういう行政の仕分けになっているのか。いまさら畑であると

か田んぼにかえすというのは大変だと思います。先祖代々つって来た畑とか田んぼを捨てるがごとく放棄している。これは砂漠の民からすれば、垂涎の的なわけで、これから水田をつくろうとすると大変なのに、日本は何だと、これは林野庁の問題ではなく農政の問題ですが、土地、気候に恵まれたところで、農地を放棄するというのは、環境面でも問題だし、農林水産省全体でも問題だと思うんですけども、しかし、一方において、森林になれば、それはそれで良いのだろうと思うのですが、林政の立場ではどう捉えているのか教えて下さい。

(太田座長)

ありがとうございます。先ほどの私の疑問と同じなわけで、経済的価値の問題もありますから、森林から農地への転換は進むのでしょうかけれども、逆の方向は、施策的にどういうふうにして行くのか、まだ結論はないとは思いますが、中山間地問題そのものだし、森林の行政そのものに関わっていますので、総合的に計画課長の方からお願いしたいと思います。

(計画課長)

幅広い耕作放棄地という言葉に代表されるかと思いますがけれども、大きな問題になっていると思っております。私どもとしましても、耕作放棄地から実態として森林に戻っていくものについては、かなりの部分あるのではないかと考えております。実をいいますと私どもとして、なかなか手を出しにくい問題で、農地の場合は、農地以外の目的に使うという場合には、かならず転用ということが出てくる訳でございます、私どもとしても個別の事例を存じ上げている訳でございますけれども、転用許可がありさえすれば、すぐに森林に受け入れるという立場でやっているということでございます。ただ、実体上、うまく行かないということが行政レベルではあるかと思っております。私どもとしましても、森林というのは基本的には、現況主義でやっておりまして、森林という現況であれば幅広く森林の資源として加えていくということが1つございます。それから、もう1つは、例えば、本当の飛地は別にして、その地域の骨格的な森林として、いわゆる全体を取りまとめて管理しなければいけないものにつきましては、例えば民有林ですと、地域森林計画に属地的に図面ができておりますけれども、それと国有林の森林計画がございまして、実をいいますと、その2つを足し合わせると2千5百万haというものを私どもとして、きちんと森林計画上、図面も含めて、いわゆる台帳的に整理をしておりまして、そういった面積につきましては、ちゃんと管理しているということでございます。いま、耕作放棄地の問題、いろんな地域で、ある意味で変な言い方になるかも知れませんが、まめつぶ状に出てきている地域から集団化して、まとまって出てくる地域など様々あるかと思いますが、私どもとしては、そういうところはできるだけ拾って行きたい。ぜひ、地域森林計画なり、そういった対象森林として資源状況、それから森林の状態を把握できるようなものにしていきたいと思っております。

耕作放棄地の問題があって、個別に対応することになりますけれども、そのときに、

やはり所有者の意志というのが大前提になるので、そういった方々の意志を確認しながら手続きを進めて行きたいと思います。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございました。政策評価会の2人の委員にご出席頂いているところで、大変良い話題が出たと思っております。林野の方の呼びかけの努力も必要ですが、農の方でも積極的にお答え頂く議論をして頂ければありがたいと思います。

そろそろ1時間ご議論してまいりましたけれども、他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、平成18年度の政策評価の目標設定の方向等について、本日、頂いたご意見を踏まえ、更に検討していくということでもよろしいでしょうか。評価そのものを超えた議論もございましたけれども、将来の評価に繋がる課題ということでご理解頂ければと思います。それでは、議題の3のその他ですが、今後の日程につきまして事務局より説明をお願いします。

(企画課長)

平成18年度の政策評価の目標設定等につきましては、本日のご意見等を踏まえまして、更に検討を進めたいと思っております。スケジュール上は、8月28日の農林水産省政策評価会を経まして、農林水産省全体でパブリックコメントに付す予定になっております。

その際には、各委員の皆様方にも資料等をお送りいたしますので、更にお気づきの点がございましたら、ご意見をお寄せいただければと思います。

なお、今回、お示ししました政策評価の目標設定等につきましては、先ほど申しましたとおり、まだ、たたき台段階のものでございます。今後、農林水産省全体で検討を進める中で変更等があり得るものでございます。このため、変更等がありましたら、再度、資料を送付させて頂きたいと考えております。

それから、次回の専門部会につきましては、昨年度と同様に3月上旬頃に事業評価について、意見をお伺いしたいと考えておりますが、然るべき時期に、ご連絡いたしたいと思っております。

なお、本日の議事概要及び議事資料につきましては、来週8日、水曜日にホームページで公表するとともに、議事録につきましては、委員の皆様にご確認していただいた上で、速やかに公表することといたしたいと考えております。

(太田座長)

それでは、本日頂きましたご意見等を参考に平成18年度の政策評価の目標設定等の作業を進めて頂きたいと存じます。全体としては根本的な問題と、技術的な問題の両方ありますので、なかなか全部ということにはなりませんけれども、両方にらんで考えて頂きたいと思います。また、次回の部会につきましては事務局から提案があるということで、よろしいでしょうか。

以上を持ちまして本日の専門部会を閉会と致します。長い間ありがとうございました。